

令和 2 年度

福島町議会

定例会 6 月会議

令和2年6月22日（月）

議会提出議案

福島町議会

令和2年度福島町議会定例会6月会議 議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
発 委 1	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	1
発 委 2	教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書の提出について	4
発 委 3	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	6

発委第1号

令和2年6月22日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会  
委員長 川村 明雄

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、令和3年度の地方財政計画まで、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。

実際に令和2年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。
4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定(トップランナー方式)」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
7. 地域間の財源の偏在性は正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。  
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
9. 令和2年度の地方財政計画では、依然として4兆5千億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当、経済財政政策担当）

発委第2号

令和2年6月22日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会  
委員長 川村 明雄

教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度  
堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の  
実現に向けた意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が平成18年に1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は令和2年度分概算要求において4,235人の教職員定数増を求めましたが、実質的な改善数は1,726人とどまっています。国からの「働き方改革」の声かけはありますが、現場任せにされている部分があり、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正されて以降も、依然として教職員の多忙化の問題が残っており、低所得家庭に対するサポートの多くも地方自治体の独自予算に頼っている側面が拭いきれません。

子どもたちへのきめ細かな教育や地方における教育の充実のためにも、定数の抜本的な改善を含めた教職員の超勤・多忙化解消が不可欠であり、そのためには、地方自治体任せにするのではなく、国の責任において応分の教育予算を賄い、現場実態を踏まえた「学校づくり」ができる措置が必要であると考えます。

また、新型コロナウイルス対策による経済停滞により、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちはもちろん、様々な経済的な理由で進学・就学を断念せざるを得ない子どもが増加しており、その解消に向けた就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度の拡大や、少子化対策等のため、できるだけ教育に対する家計負担を軽減することが求められており、国において、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実等を図るよう、次のとおり要請します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
2. 地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、また教職員の多忙化を解消するため、教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 国の責任において、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）

発委第3号

令和2年6月22日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会  
委員長 佐藤 孝男

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の  
充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。



## 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みが進められてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
2. 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣  
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣